

令和4年1月26日
令和4年7月25日一部改正

立山町立小中学校
保護者各位

立山町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る出席等の取扱いについて

日頃より、本町の教育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染者が町内でも多数発生しており、各学校においては、児童生徒の健康観察や全員のマスク着用をはじめ、できる限りの感染予防対策を講じております。

つきましては、今後の感染状況等による出席等の取扱いについては、以下のとおりとします。

1. 児童生徒等の本人が感染した場合

- ・学校保健安全法第19条に基づき、**出席停止**となります。
(本人が**欠席した日の前日から起算して原則10日間**。ただし、症状やウイルス株等の差異により期間は異なります。)
- ・状況によっては、臨時休校、学級閉鎖を実施します。

2. ① 児童生徒等の本人が濃厚接触者として特定された場合

- ・学校保健安全法第19条に基づき、**出席停止**となります。
※出席停止の期間については、中部厚生センター及び学校等の協議により決定します。

② 児童生徒等の本人が、濃厚接触者ではないが念のためPCR検査等を受ける場合

- ・児童生徒本人の登校を差し控えていただくようお願いします。その場合は、欠席とはならず出席停止の扱いとなります。

3. ① 児童生徒等の同居家族等が濃厚接触者として特定された場合

- ・本人も含め、同居家族が無症状の場合は、**濃厚接触者が感染者に最後に濃厚接触した日の翌日から起算して5日間**程度、出席を控えていただくようお願いします。(この間は、出席停止とします。
ただし、この期間中、濃厚接触者の同居家族、又は本人に症状が出た場合は、中部厚生センター等の指示に従っていただくようお願いします。

② 児童生徒等の同居家族等が、濃厚接触者ではないが念のためPCR検査等を受ける場合

- ・児童生徒本人の登校を差し控えていただくようお願いします。その場合は、欠席とはならず出席停止の扱いとなります。

4. その他

- ・上記1～3以外の場合であって、児童生徒等に発熱・せき・頭痛等の風邪の症状が見られる場合は、自宅待機をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する事由で、保護者の判断により、児童生徒を欠席させる場合については、**出席停止**とします。
- ・感染の疑い等があれば、**中部厚生センター（電話番号 076-472-0637）**へご相談をお願いします。また、そのような場合は、学校へもご連絡願います。
- ・教職員が感染した場合等についても児童生徒同様に取り扱います。
- ・これまでどおり、各ご家庭での基本的な感染防止対策の徹底（マスク着用、こまめな手指消毒 等）をお願いします。

3. ①児童生徒等の同居家族等が濃厚接触者として特定された場合の取扱い詳細

